

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】		指導監査課	
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定		〃	
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出		〃	
○ 保安林の指定施業要件の変更予定		治山課	
〃		〃	
【公告】		監理課	
○ 公共測量の実施		〃	
〃		建築指導課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃	
【正誤】		総務学事課	
○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の正誤		〃	
(県例規集登載)		〃	

◎岡山県告示第四百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 + P a t h
 - 2 所在地
 - 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称
 - 2 主たる事務所の所在地
 - 三 指定年月日
 - 四 事業所番号
 - 五 サービスの種類
- 就労継続支援B型

◎岡山県告示第四百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 福祉の店きずな
 - 2 所在地 美作市福本六二一番地二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人勝明福祉会
 - 2 主たる事務所の所在地 勝田郡勝央町美野一八七七番地
- 三 廃止年月日 令和七年九月三十日
- 四 事業所番号 三三一五〇〇一一四
- 五 サービスの種類 就労継続支援A型

◎岡山県告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和七年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年十月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

津山市中北下地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年十月一日から令和八年二月二十七日まで	測 量 期 間

〔四五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区御津国ヶ原地内
測量の種類	公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）
測量期間	令和七年十月二日から同年十二月十二日まで

〔四五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字北市場四二六番四、四二七番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音軽部四二七番地

協本竜之介

三 許可年月日及び許可番号

令和七年八月五日岡山県指令建指第九八号

〔三〇〕 令和六年三月十二日付け公布岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（岡山県規則第三号）に誤りがあった。

行	終わりから四
誤	第七項
正	第七項又は